

平成30年（行ウ）第184号 環境影響評価書確定通知取消等請求事件

裁判官 森鍵一 齋藤毅 日比野幹（言渡日 令和3年3月15日）

判 決 骨 子

- 1 二酸化炭素の排出に起因する地球温暖化によって健康等に係る被害を受けないという利益は、一般的公益に属する利益として政策全体の中で追求されるべきものであって、各人が個人的利益として自己の判断のみによって追求すべき性質のものではないから、確定通知の取消訴訟における原告適格を基礎付けるには足りない。
- 2 本件確定通知をした経済産業大臣の判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認めることはできず、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとはいえないから、本件確定通知が違法であるとはいえない。

以 上

平成30年（行ウ）第184号 環境影響評価書確定通知取消等請求事件

裁判官 森鍵一 齋藤毅 日比野幹（言渡日 令和3年3月15日）

判決要旨

1 事案の概要

- (1) 株式会社神戸製鋼所（神戸製鋼）は、神戸市灘区に石炭火力発電所（本件発電所）の新設を計画し、同社から会社の分割により事業を承継した株式会社コベルコパワー神戸第二（コベルコパワー）は、平成30年5月11日付けで、本件発電所の設置工事事業（本件事業）に関する環境影響評価書（本件評価書）を経済産業大臣に届け出た。経済産業大臣は、本件事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものと判断し、コベルコパワーに対し、本件評価書について電気事業法46条の17第1項に基づく変更命令をする必要がない旨を通知した（本件確定通知）。

本件は、神戸市灘区及びその周辺地域に居住する原告らが、本件確定通知は違法である旨主張して、その取消し等を求める事案である。

- (2) 本件の主な争点は、①原告らが、本件確定通知の「取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者」（行政事件訴訟法9条1項）に当たるか（原告適格）、②本件確定通知の違法性である。

2 判断の概要

裁判所は、概要、以下の理由から、①二酸化炭素の排出に起因する地球温暖化によって健康等に係る被害を受けないという利益は、確定通知の取消訴訟における原告適格を基礎付けるには足りない、②本件確定通知が違法であるとはいえないなどと判断した。

(1) 原告適格について

ア 行政事件訴訟法9条は、取消訴訟の原告適格について規定するが、同条1項にいう当該処分取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は

必然的に侵害されるおそれのある者をいうのであり、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、このような利益もここにいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有するものというべきである（小田急事件に関する最高裁平成17年12月7日大法廷判決）。

イ 電気事業法に違反した違法な確定通知がされた場合に、当該確定通知に関する火力発電所事業に起因する大気汚染による被害を直接的に受けるのは、対象事業実施区域の周辺の一定範囲の地域に居住する住民に限られ、その被害の程度は、居住地が対象事業実施区域に接近するにつれて増大するものと考えられる。また、このような事業に係る対象事業実施区域の周辺地域に居住する住民が、当該地域に居住し続けることにより上記の被害を反復、継続して受けた場合、その被害は、これらの住民の健康や生活環境に係る著しい被害にも至りかねないものである。そして、確定通知及び変更命令に関する電気事業法の規定は、その趣旨及び目的に鑑みれば、対象事業実施区域の周辺地域に居住する住民に対し、違法な確定通知に係る評価書に関する火力発電所事業に起因する大気汚染によってこのような健康又は生活環境に係る著しい被害を受けないという具体的利益を保護しようとするものと解されるところ、上記のような被害の内容、性質、程度等に照らせば、この具体的利益は、一般的公益の中に吸収解消させることが困難なものといわざるを得ない。そうすると、火力発電所事業の対象事業実施区域の周辺に居住する住民のうち当該事業が実施されることにより大気汚染による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者は、当該事業に関する評価書に係る確定通知の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者と

して、その取消訴訟における原告適格を有するものというべきである。

ウ 他方、二酸化炭素の排出に起因する地球温暖化によって健康等に係る被害を受けるのが対象事業実施区域の周辺地域に居住する住民に限られるとか、その被害の程度が、居住地が対象事業実施区域に接近するにつれて増大するなどとは考えられない。すなわち、上記被害を受けないという利益は不特定多数の者が等しく享受するものであり、特定の個人において他から区別される程度に個別的にこれを享受しているとはいえない。二酸化炭素の排出に起因する地球温暖化によって健康等に係る被害を受けないという利益は、一般的公益に属する利益として政策全体の中で追求されるべきものであって、各人が個人的利益として自己の判断のみによって追求すべき性質のものではないから、原告適格を基礎付けるには足りないものであるというべきである。関係各証拠によれば、地球温暖化の影響は大きいと推察されるものの、原告適格を基礎付けるのは法的利益の個別性であって、個々人に対する影響の大きさではないから、そのことによって結論が左右される性質のものではない。

(2) 本件確定通知の違法性について

ア 判断枠組み

変更命令の要件は、「環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため「特に」必要があり、かつ、適切と認めるとき」という抽象的なものであって、電気事業法にも発電所アセス省令にもその要件該当性についての具体的な基準は定められていない。そして、この要件該当性の審査においては、科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要とされることが明らかである。そこで、変更命令をするか確定通知をするかの判断、すなわち、変更命令をすることが、当該事業につき環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため特に必要があり、かつ、適切であると認められるか否かについての判断は、経済産業大臣の合理的な裁量に委ねられ

るものというべきである。

したがって、裁判所が上記判断の適否を審査するに当たっては、その判断が裁量権の行使としてされたことを前提として、その基礎とされた重要な事実が誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事項を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となるとすべきものと解するのが相当である。

イ 大気汚染（PM_{2.5}）に係る検討について

①PM_{2.5}については、その生成機構や発生源の寄与割合について科学的に解明すべき課題が残されている、PM_{2.5}の削減対策については、これまで実施してきた粒子状物質全体の削減対策を着実に進めることがまず重要であるなどといった指摘がされていること、②本件評価書においては、排煙処理設備の改善を図ることを前提に、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質のいずれについても、本件発電所の年平均値がバックグラウンド濃度の2%以下になる旨が予測されており、その予測が特に不合理であると直ちにはいえないこと等に照らすと、本件確定通知がされた平成30年5月の時点においては、本件評価書のように、PM_{2.5}を直接環境影響評価の項目とするのではなく、これと関連し得る二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質を環境影響評価の項目とすることが一概に不合理であったとまではいい難い。

そうすると、PM_{2.5}を環境影響評価の項目に加えていない点をもって変更命令をすべきであるとはしなかった経済産業大臣の判断が、重要な事実の基礎を欠き、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものとは認められない。

ウ 燃料種の検討について

発電所設置工事事業に係る環境影響評価の項目等について定める通商産業省令には、火力発電所事業について燃料種に関する複数の案を設定すべき旨の規定はないことから、神戸製鋼が、本件事業に係る計画段階環境配慮書の手続において、燃料種に係る複数案を検討しなかったことが、環境影響評価法及び上記省令に違反して違法であるとはいえない。

以上